

北里大学給付奨学金規程

(目的)

第1条 この規程は、北里大学教育振興基金規程第2条第1項第2号の規定に基づき北里大学及び併設校に在籍する学生が主たる家計支持者の失職、死亡又は災害による家計急変その他経済的理由により学費の支弁等に支障を生じたときに、学資の一部を給付し、もって学業を継続させることを目的とする。

(学生の範囲)

第2条 ここでいう「北里大学及び併設校に在籍する学生」とは、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 北里大学学生
- (2) 北里大学大学院学生
- (3) 北里大学保健衛生専門学院学生
- (4) 北里大学看護専門学校学生

2 前項の学生には、科目等履修生、研究生及び外国人留学生を含まない。

3 第1項各号に定める学生であっても、当該年度の北里大学及び併設校の他の給付奨学生（北里大学学生表彰規程に定めるものを除く）、学費全額免除の特別待遇奨学生(特待生)及び北里大学P P A給付奨学生は、出願することができないものとする。

(奨学生の資格)

第3条 本奨学金の給付を受けようとする者は、次の各号の全てを満たすものとする。

- (1) 北里大学及び併設校に在籍する2年次生以上の者 ただし、1年制の専攻科においては当該1年次生を対象とする。
- (2) 家計状況の急変又は経済的理由等により学費の支弁が困難と認められる者
- (3) 勉学に強い意欲を持ち、人物が優秀で成業の見込みのある者
- (4) 学部及び併設校の学生にあつては、原則として学業成績が各学科及び各専攻単位の上位3分の1以内の者
- (5) 大学院学生にあつては、当該研究科が出願の必要性を認めた者
- (6) 原則として、日本学生支援機構奨学金の貸与を受けている者

(奨学金の額及び給付人数)

第4条 奨学金の給付額は、原則として一人当たり年額学費1/2相当額とする。ただし、医学部生については原則として一人当たり年額学費1/3相当額とする。なお、給付額は、事情により低減できるものとする。

2 奨学金の年間資金総額は3,000万円以内とする。

3 給付人数は、年間25名程度とする。

(奨学金の給付期間)

第5条 給付期間は、原則として出願年度 1 箇年以内とする。ただし、選考を経て、次年度以降も再給付を受けることができるものとする。

(申請の手続)

第6条 奨学金を受けようとする者は、連帯保証人と連署の上、次の各号に定める書類を理事長あてに提出し、選考を受けなければならない。

- (1) 北里大学給付奨学生願書(以下「願書」という。)(様式第1号)
- (2) 北里大学給付奨学生推薦書(以下「推薦書」という。)(様式第2号)
- (3) 北里大学給付奨学生面接審査報告書(様式第3号)
- (4) 家庭の所得を証明する書類

2 前項各号に定める書類のほか、必要に応じて、次の各号に定める家計急変を証明する書類の提出を求めることがある。

- (1) 災害を受けた場合は、被害状況書又はこれに代わるもの
- (2) 家計支持者の異動を証明するもの
- (3) その他本学が必要と認めたもの

(選考)

第7条 奨学生の選考は、家計急変事由の発生より一ヵ年以内の家計急変者を優先し、日本学生支援機

構が実施する奨学金制度に準拠して、原則毎年度 1 回 6 月に行う。ただし、出願対象となる特待生の選考については、別表 1 のとおり別途家計算定額の算出方法を定める。なお、選考日以降に緊急を要する事態が発生し、当該年度の資金に余裕があるときは、臨時に選考を行うことができる。

- 2 出願者に対し、当該学部等学生指導委員会は面接を実施し、推薦する。
- 3 奨学生の選考には、原則として成績を考慮する。
- 4 奨学生の選考及び奨学金に関する諸事項を審査するため、奨学生選考委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 5 委員会規程は、別に定める。

(採用)

第 8 条 委員会は、提出された書類を審査の上、奨学生候補者を選考し、学長に上申する。

- 2 学長は、前項の奨学生候補者につき、北里大学学部長会(以下「学部長会」という。)の議を経て理事長に採用を上申する。
- 3 理事長は、前項の手続を経て上申のあった奨学生候補者につき、採用を決定する。
- 4 奨学生の採用を決定したときは、本人及び連帯保証人に通知する。
- 5 前項の通知を受けた者は、所定の誓約書を理事長に提出しなければならない。

(奨学金の交付)

第 9 条 奨学金は、奨学生本人の指定した銀行等金融機関に振り込むこととするが、奨学生は、入金を確認次第、速やかに学費納入手続を取らなくてはならない。

(給付奨学生の資格の喪失)

第 10 条 奨学生が次の各号の一に該当する場合は、その資格を失う。

- (1) 学業をおろそかにし、^{けん}成業の見込みがないと認められるとき。
- (2) 学則の規定により、^{けん}譴責、謹慎、受験停止、停学若しくは退学の懲戒処分を受けたとき、又はこれに相当すると認められるとき。
- (3) 退学したとき、及び除籍されたとき。
- (4) 成績不良により進級できなかつたとき。
- (5) 提出書類に虚偽の記載があったことが判明したとき。
- (6) 本人から採用辞退の申出があったとき。
- (7) その他委員会が奨学生として不適格と認めたとき。

(奨学金の返還)

第 11 条 奨学生は、相当の事由があり、委員会及び学部長会の議を経て理事長が返還の必要を認めたときは、奨学金の全額又は一部を返還しなければならない。

(事務局)

第 12 条 この規程に関する事項は教学センターの所管とし、奨学金の支給及び返還業務は経理部の所管とする。

(改廃)

第 13 条 この規程の改廃は、委員会及び学部長会の議を経て北里研究所理事会において決定する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (北学総第 28-09800 号)

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。